

議案第 5 号

是正の要求の指示に関する対応について（経過報告）

「是正の要求の指示に関する対応について（経過報告）」を別紙のとおり定める。

平成25年11月20日

沖縄県教育委員会

是正要求の指示に対する対応について（経過報告）

平成 25 年 11 月 20 日

沖縄県教育委員会

1 今回の「指示」文書の概要について

平成 25 年 10 月 21 日に、文部科学大臣から本県教育委員会あてに「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について（指示）」（平成 25 年 10 月 18 日付け 25 文科初第 768 号）の文書により、文部科学大臣から以下のような指示がありました。

無償措置法第 13 条第 4 項は、教科書採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域るときは、採択地区内の市町村の教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと規定している。しかし、竹富町教育委員会は、平成 24 年度に使用する中学校公民の教科用図書の採択について、同法により協議を行うための組織として石垣、竹富、与那国の各教育委員会の合意により設置された八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果（答申）と異なる教科用図書を採択し、また、現在に至るまでその採択を変えていない。したがって、竹富町教委は、無償措置法第 13 条第 4 項の規定に違反しており、このことにより、無償措置法による給付ができない状態が生じている。

これまで、文部科学省は、県教委に竹富町への指導を求めるとともに、竹富町教委に対しても直接指導してきたところだが、竹富町教委においては、依然として無償措置法の規定に違反する状態が是正されていない。

この状態をこれ以上放置することはできないため、自治法第 245 条の 5 第 3 項の規定に基づき、竹富町に対して、その違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求めるよう、県に対して指示する。

2 県教育委員会での審議経過

（1）経緯について

これまで、本県教育委員会では、無償措置法第 13 条第 4 項に規定する「協議」について、平成 23 年 8 月 23 日に出された八重山採択地区協議会の答申と、平成 23 年 9 月 8 日に行われた「三市町教育委員会全員協議会」の結果のいずれによって同一の教科書を採択するかは、八重山採択地区の当事者が判断すべきものという考えを示してきました。

しかし、9 月 8 日の「三市町教育委員会全員協議会」の結果について、福岡高等裁判所那覇支部平成 25 年（行コ）第 3 号 「教科用図書の無償給付を受ける地位確

認請求控訴事件」の判決において、石垣市及び与那国町の採択に影響を与えるものではないということが示されました。同判決が確定していることを踏まえると、文部科学省による指示文書は、無償措置法に触れるという意味において理解を示すことはできると考えます。

一方、委員の中には、八重山採択地区協議会の答申に至るまでの経緯の中で、協議会規約の改正や選考委員の選任等において、根深い疑問を残していることや、地教行法に定める、各市町村の教科書採択権と無償措置法に定める採択手続きの間の齟齬についても考慮すべきなのではないかという意見もあります。

結果として望ましくない事態が長く続いていることは事実であり、今回の文部科学大臣の是正要求の指示を重く受け止めています。

(2) 無償措置法の目的（義務教育の充実）について

一方、無償措置法の目的は同法第1条に「教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ること」と規定され、また、「義務教育の充実を図る」ということは、主に義務教育教科用図書の無償供与が行われることによって、義務教育の場における児童生徒の学習条件が同一となり、教育の機会均等が保障されること等を期待したものとされています。

現在、竹富町では、篤志家の寄付により、教科書の給付が行われており、児童生徒の学習条件の同一性は保たれております。指示文書によれば、竹富町教育委員会は無償措置法の規定に違反する状態だとされていますが、本県教育委員会としては無償措置法の目的とする「義務教育の充実」についての大きな問題は生じていないものと認識しています。

(3) 八重山地区における信頼に基づく公正な審議について

これまで、本県教育委員会では、各市町村教育委員会が持つ、教科書採択権や八重山地域の自主性や自立性を尊重する観点から、石垣・竹富・与那国の三市町による主体的な話し合いにより、合意のもと解決が図られるよう、指導や助言等を行ってきたところです。

今回の指示に従い、竹富町教育委員会に対してのみ、是正の要求を行った場合、三市町の主体的な協議による解決ではない形で、同一の教科書使用を強いることとなり、このことにより今後の八重山採択地区の教科書採択において、信頼に基づく公正な審議等が行われなくなり、ひいては八重山地区の教育環境に悪影響が出るのではないかとすることも危惧しています。

(4) 「是正の要求」に対する国会の附帯決議について

「是正の要求」については、地方分権一括法案についての国会審議の中で、その効果及び主体について活発な審議がなされ、両院において、「自治事務に対する是正の要求の発動に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮すること」(衆議院)、「自治事務に対する是正の要求については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ、地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。なお、是正改善のための具体的な措置の内容は地方公共団体の裁量にゆだねられているものであり、国はこの地方公共団体の判断を尊重すること」(参議院)といった附帯決議がされているところであり、是正要求は国会の附帯決議を反映したものとはなっていません。

附帯決議の精神に基づいて、竹富町の現状を考慮すれば、今回の指示に基づく「是正の要求」は、現在安定している教育環境をかえって「混乱・停滞」に引き入れてしまうのではないかという危惧があります。

(5) 各委員によるその他の疑問点について

上記の疑問に加え、今回の「是正の要求」に関しては、各委員より以下のような疑問が提起されており、さらに検討、整理する必要があります。

- ・ 両教科書ともに文部科学省の検定をパスしており、それを違法とすることは、一方の教科書を結果として否定することになり、合理性がなくなる。文部科学省の検定をパスした教科書の教育的意味は等しいはずである。
- ・ 是正要求は地域のことは地域が決めるという地域分権の流れに逆行するものではないか。地域主権戦略大綱には「国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。」とある。
- ・ 最近、文科省から出された「教科書改革実行プラン」によると、「教科書採択の改善」について、「『市郡』単位となっている、採択地区の決定単位を『市町村に』柔軟化」とあり、是正要求はそれと相反するのではないか。
- ・ 行政機関としては、法律の条文に従い、法的義務を果たさなくてはならないのではないか。

(6) 継続的な問題解決のための努力について

これまで、県教育委員会では委員全員でこの問題に対して真摯に取り組み、勉強会等で数度にわたる議論を重ねてきたところです。

しかし、今後の八重山地区における健全な教育環境に配慮するとともに、公正な審議による解決を望んでいることから、是正の要求を出すべきなのかどうかについては、未だ各委員とも結論を出せておりません。

また、様々な状況の変化を考慮した上で、上記の疑問を整理し、何より「子供の教育」の視点から、論点を整理し直す必要があると考えています。

そのため、県教育委員会では、今後ともこの問題について、国の動向も見据えながら引き続き検討を重ねていくこととし、あわせて八重山地域の三市町教育委員会に対する、助言や援助を継続して行い、三市町の教育環境の維持・向上に努めていきたいと考えています。